

6月1日～7日は 水道週間です

第61回水道週間スローガン
いつものむ いつもの水に 日々感謝

市では安全で安心な水道水を安定的に供給するため、災害に備え、老朽化しつつある施設や管路の整備を計画的に進めるほか、定期的に水質の検査を行っています。

市ホームページで水質検査結果、水道Q&Aなどを掲載しています。水道の利用に関してご不明な点がありましたら、水道課までお問い合わせください。

なお、転入や転出の場合は電話連絡のほかに、便利なインターネットを利用して行う電子申請も受け付けていますので、ご利用ください。

★水道課 ☎ 22- 2151

水道料金は納期限内に！
便利な口座振替をご利用
ください

口座振替は、預金口座から自動的に水道料金の支払いができる便利な制度です。

申し込みは、お持ちの預金口座の金融機関窓口、水道課、水道窓口(アスピアこだま内)でお願います。申し込みの際は、通帳・届印・お客様番号の控え(検針票・領収書など)をご持参ください。窓口に来られない方は、水道課へご連絡いただければ、申し込みがきを郵送します。申し込みから手続き完了まで時間を要する場合もありますので、ご了承ください。

【口座振替取扱金融機関】

埼玉りそな銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、みずほ銀行、しのもめ信用金庫、埼玉縣信用金庫、埼玉信用組合、中央労働金庫、埼玉ひびきの農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)、アイオー信用金庫、佐波伊勢崎農業協同組合

水道水の水質検査の結果(平成30年度)

検査項目	水質の基準	検査結果	
		本庄地域	児玉地域
大腸菌	検出されないこと	検出されず	検出されず
ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	19mg/ℓ程度	14mg/ℓ程度
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	165mg/ℓ程度	94mg/ℓ程度
pH値	5.8～8.6	7.5程度	7.2程度
残留塩素	0.1mg/ℓ以上	0.3mg/ℓ程度	0.3mg/ℓ程度
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	6.7mg/ℓ程度	3.3mg/ℓ程度

※検査結果の値は、特定の給水栓(本庄地域4か所、児玉地域2か所)で行った検査の平均値です。

収納事務委託先のお知らせ

★会計課 ☎ 25- 1117

令和元年度の市税等の収納事務を下記のとおり委託しました。 委託期間 4月1日～令和2年3月31日

受託者名	受託者所在地	委託事務内容
(有)関東興業 取締役 新井 和夫	本庄市小島2-6-14	一般廃棄物(粗大ごみ)処理手数料収納事務
(株)第一総業 代表取締役 三浦 信一	本庄市今井1130-2	
児玉清掃(株) 代表取締役 田島 瑠智子	本庄市児玉町児玉722-1	
公益社団法人 本庄市シルバー人材センター 副理事長 荒井 一夫	本庄市小島南1-8-4	本庄市市民活動交流センター使用料収納事務及び印刷機等使用料収納事務 本庄市勤労青少年ホーム使用料収納事務 本庄駅自転車駐車場使用料収納事務 児玉中央公民館・児玉文化会館使用料収納事務 文化財有償刊行物代金収納事務 市民体育館使用料収納事務
清香園・東京ドームスポーツ共同体 (株)清香園 代表取締役 阪上 清之介	本庄市朝日町3-22-4	小中学校体育施設使用料収納事務
(株)日本ウォーターテックス 代表取締役 佐藤 亮	埼玉県幸手市緑台1-19-11	水道料金・下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料収納事務
(株)電算システム 取締役副社長執行役員 事業本部長 松浦 陽司	岐阜県岐阜市日置江1-58	水道料金・下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料をコンビニエンスストアの店舗を通じて収納する事務
りそな決済サービス(株) 代表取締役 古川 裕二	東京都江東区木場1-5-25	市税をコンビニエンスストアの店舗を通じて収納する事務 保育料・利用者負担額をコンビニエンスストアの店舗を通じて収納する事務 後期高齢者医療保険料をコンビニエンスストアの店舗を通じて収納する事務 介護保険料をコンビニエンスストアの店舗を通じて収納する事務
NPO 法人地域環境緑創造交流協会 理事長 外園 惇	埼玉県深谷市櫛引37-13	文化財有償刊行物代金収納事務

水道事業の経営のしくみ

本庄市水道事業は、本庄市が経営する地方公営企業です。水道事業の会計は、市などの官公庁会計とは異なる企業会計で行い、事業に関わる経費は、原則的に企業の経営に伴う収入をもって充てなければなりません。

このため、安全で良質な水道水をつくり、家庭まで送り届けるための経費は、主にみなさんからいただく水道料金で賄われています。

水道事業の経営効率化のために

水道の開始・休止などの窓口受付、検針、料金の収納などの業務を(株)日本ウォーターテックスに委託しています。

メーターの検針・交換にご協力を

○メーターボックスの中はきれいにしておき、上には車両を駐車したり、物を置いたりしないでください。
○愛犬はメーターボックスから離れたところにつないで

ください。

○水道メーターは、計量法により8年以内に取り換えることになっています。交換は、事前にお知らせを郵送し、本庄市管工事業協同組合が実施します。

漏水の疑いがある場合は

メーター検針の際に漏水の疑いがある場合は、検針票(水道使用量等のお知らせ)でお知らせします。また、水道を使用していない状態で、水道メーターのパイロット(メーターの左側にある銀色のコマ)を確認し、回転しているときは、漏水を表しています。漏水していた場合は、市指定給水装置工事業者に修理依頼をしてください。修理費は、自己負担となります。市指定給水装置工事業者は、水道課又は、市ホームページで確認できます。

貯水槽水道の管理について

マンションやビルなどで貯

水槽(受水槽・高置水槽等)を配置している場合、貯水槽設置者が定期的に点検や清掃を行わなくてはなりません。設置者は、衛生管理に努めてください。

【貯水槽管理のポイント】 清掃と水質検査

・清掃は1年以内に1回定期的に実施してください。
・清掃は専門的な知識、技能を有する者に行わせるのが望ましいとされています。
・清掃終了後は、蛇口から採取した水の臭い、味、色、濁りを確認してください。

点検

・貯水槽の周辺は常に清潔にしてください。
・台風や大雨、地震などの後には、破損している箇所がないか点検してください。

悪質な訪問販売にご注意を

水道課では要請のない水道水の検査や浄水器販売などは、行っていません。また、水道課が業者に水道管の点検・清掃を委託することはありません。不審な場合は水道課までお問い合わせください。